

株式会社寿エンタープライズ
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社寿エンタープライズが開設する介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームいずみ」(以下、事業所)が行う介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下、事業)として、要支援者(要支援2に限る。)であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性期状態である者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業はその認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを方針とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次の通りとする。

- 一 名称 グループホームいずみ(介護予防認知症対応型共同生活介護)
- 二 所在地 神奈川県横浜市泉区和泉町7600-4
- 三 定員 1F;9名、2F;9名
- 四 居室数 1F;9室、2F;9室

(介護者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人(常勤、介護従業者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者
常勤換算方法で1F;5.6人、2F;5.5人(H25.4.1時点の換算数)
介護従業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 三 計画作成担当者 2人(介護従業者と兼務)
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう支援する。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者は、要支援者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事介護、その他の日常生活の世話及び要支援者の趣味または嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(介護予防認知症対応型共同生活介護における利用料その他の費用の額)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

要支援2 831円/日

- 2 介護予防認知症対応型共同生活介護初期加算として、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定額を受けることとする。

初期加算 32円/日

- 3 サービス提供体制強化加算として、1日につき所定額を受けることとする。

サービス提供体制強化加算Ⅱ 7円/日

- 4 若年性認知症利用者受入体制加算として、1日につき所定額を受けることとする。

(若年性認知症疾患の方のみ)

若年性認知症利用者受入加算 127円/日

- 5 退去時相談援助加算として、1回につき所定額を受けることとする。

(利用期間が1月を超える方で、在宅へ復帰される方のみ)

退去時相談援助加算 422 円/回

6 介護職処遇改善加算として、介護保険給付サービス（介護度別単価）及び介護保険給付サービス（加算分）の合計に3.9%を乗じた額を受けることとする。

7 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 一 食費 | 1,200 円/1日 |
| 二 おむつ代 | 実費 |
| 三 住居費 | 65,000 円/1ヶ月 |
| 四 運営管理費 | 25,000 円/1ヶ月 |
| 五 水道光熱費 | 16,458 円/1ヶ月 |
| 六 その他日常生活に必要な費用 | 実費 |

「その他日常生活でも必要な費用」とは個人で使用・消費するものを指す。

8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活住居への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。

3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害に備える為、年2回の避難訓練を行う。その内1回は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、従業員の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|---------|----------|
| 一 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| 二 継続研修 | 年1回以上 |

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさないため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を漏らさせない旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に関する必要な事項は、株式会社寿エンタープライズ代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年04月01日から施行する。

この規程は、平成19年08月21日から施行する。

この規程は、平成19年10月01日から施行する。

この規程は、平成21年01月15日から施行する。

この規程は、平成21年04月01日から施行する。

この規程は、平成21年11月21日から施行する。

この規程は、平成22年07月01日から施行する。

この規程は、平成24年04月01日から施行する。

この規程は、平成25年04月01日から施行する。

この規程は、平成26年04月01日から施行する。